

○和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成24年12月20日

条例第46号

改正 平成27年3月19日条例第11号

平成28年3月28日条例第15号

平成28年12月15日条例第70号

平成31年2月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第41条第1項本文の指定の申請者の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第8条までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）の規定（省令第39条（第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の2（第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2、第82条の2、第90条の2、第104条の3（第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2、第139条の2（第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2（第155条の12において準用する場合を含む。）、第177条第4項第1号イ、第191条の3、第192条の11、第204条の2（第206条において準用する場合を含む。）及び第215条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(指定特定施設の介護居室の定員)

第4条 指定特定施設（省令第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下この条において同じ。）の1の介護居室（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下この条において同じ。）の定員は、次に掲げる場合を除くほか、1人（利用者の処遇上必要と認められる場合にあっては、2人）とする。

(1) 介護居室が省令第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を行うためのものである場合

(2) 指定特定施設が平成18年4月1日に現に存した養護老人ホーム（老人福祉法（昭和

38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。) (同日において建築中であったものを含む。) である場合

(記録の整備)

第5条 省令第39条(第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の2(第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2、第82条の2、第90条の2、第104条の3(第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2、第139条の2(第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2(第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3、第192条の11、第204条の2(第206条において準用する場合を含む。)及び第215条の規定は、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業を行う者(次条から第7条までにおいて「事業者」という。)が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                           |             |                            |
|---------------------------|-------------|----------------------------|
| 第39条第2項                   | その完結の日から2年間 | 当該指定訪問介護を提供した日から5年間        |
| 第39条の3において準用する第39条第2項     | その完結の日から2年間 | 当該共生型訪問介護を提供した日から5年間       |
| 第43条において準用する第39条第2項       | その完結の日から2年間 | 当該基準該当訪問介護を提供した日から5年間      |
| 第53条の2第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間      |
| 第58条において準用する第53条の2第2項     | その完結の日から2年間 | 当該基準該当訪問入浴介護を提供した日から5年間    |
| 第73条の2第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定訪問看護を提供した日から5年間        |
| 第82条の2第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定訪問リハビリテーションを提供した日から5年間 |
| 第90条の2第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定居宅療養管理指導を提供した日から5年間    |
| 第104条の3第2項                | その完結の日から2年間 | 当該指定通所介護を提供した日から5年間        |
| 第105条の3において準用する第104条の3第2項 | その完結の日から2年間 | 当該共生型通所介護を提供した日から5年間       |

|                            |             |                                     |
|----------------------------|-------------|-------------------------------------|
| 第109条において準用する第104条の3第2項    | その完結の日から2年間 | 当該基準該当通所介護を提供した日から5年間               |
| 第118条の2第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5年間          |
| 第139条の2第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定短期入所生活介護を提供した日から5年間             |
| 第140条の13において準用する第139条の2第2項 | その完結の日から2年間 | 当該ユニット型指定短期入所生活介護を提供した日から5年間        |
| 第140条の15において準用する第139条の2第2項 | その完結の日から2年間 | 当該共生型短期入所生活介護を提供した日から5年間            |
| 第140条の32において準用する第139条の2第2項 | その完結の日から2年間 | 当該基準該当短期入所生活介護を提供した日から5年間           |
| 第154条の2第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定短期入所療養介護を提供した日から5年間             |
| 第155条の12において準用する第154条の2第2項 | その完結の日から2年間 | 当該ユニット型指定短期入所療養介護を提供した日から5年間        |
| 第191条の3第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間          |
| 第192条の11第2項                | その完結の日から2年間 | 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間 |
| 第204条の2第2項                 | その完結の日から2年間 | 当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間               |
| 第206条において準用する第204条の2第2項    | その完結の日から2年間 | 当該基準該当福祉用具貸与を提供した日から5年間             |
| 第215条第2項                   | その完結の日から2年間 | 当該指定特定福祉用具販売を提供した日から5年間             |

(人権擁護)

第6条 事業者は、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの利用者の人権を擁護するため、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスを提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策推進員の配置)

第7条 事業者（指定居宅サービス又は基準該当居宅サービス（これらのうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に限る。以下この条及び次条において同じ。）の事業を行う者に限る。同条において同じ。）は、非常災害対策を推進するため、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスを提供する事業所（同条において単に「事業所」という。）ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第8条 事業者は、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの利用者の安全管理対策を推進するため、事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

(法第70条第2項第1号の申請者)

第9条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月27日）

この条例は、公布の日から施行する。